

規制の事前評価書

1. 政策の名称

銀行・保険会社等金融機関本体によるファイナンス・リースの活用解禁

2. 担当部局

金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室、保険企画室

3. 評価実施時期

平成 23 年 3 月 10 日

4. 規制の目的、内容及び必要性

(1) 現状及び問題点、規制の新設又は改廃の目的及び必要性

① 現状及び問題点

銀行は、

- ・ 可能な限り本業に専念し、与信・受信の両面において社会的意義と経済的機能とを発揮するようにしなければならないこと、
- ・ 銀行に固有業務・付随業務以外の業務を営むことを許せば、銀行の固有業務等がその影響を受けて顧客に対するサービス水準の低下を招き、ひいては預金者等の資産や取引者の安全を害する事態が予想されること、

から業務範囲に制限が設けられている。

また、保険会社においても、保険業に専念する必要があるほか、他の事業に起因する不測のリスクが保険契約者等に波及する事態を回避する必要があるため、同様に業務範囲規制が課されている。

銀行・保険会社等金融機関本体でのファイナンス・リース取引を解禁しない場合は、中小企業等が金融機関本体で融資及びリースに係るワンストップサービス（資金調達の利便性の向上）を受けることができず、また、中小企業等の潜在的な設備投資ニーズを掘り起こしての積極的な対応ができない。

② 規制の新設又は改廃の目的及び必要性

銀行・保険会社等金融機関本体がファイナンス・リース取引及び同取引の代理・媒介をできるようにすることにより、ワンストップサービス（資金調達の利便性の向上）を可能とするとともに、中小企業等の潜在的な設備投資ニーズを掘り起こす必要がある。

(2) 法令の名称、関連条項とその内容

銀行法第10条第2項、保険業法第98条第1項、農業協同組合法第10条第23項、水産業協同組合法第87条第3項・第97条第2項、中小企業等協同組合法第9条の8第2項、信用金庫法第53条第3項・第54条第4項、長期信用銀行法第6条第3項、労働金庫法第58条第2項、第58条の2第1項、農林中央金庫法第54条第4項

(3) 規制の新設又は改廃の内容

銀行・保険会社等金融機関本体の付随業務としてファイナンス・リース取引及びその代理・媒介を業務範囲に新たに追加する。

5. 想定される代替案

銀行・保険会社等金融機関本体の付随業務としてファイナンス・リース取引のみを業務範囲に追加することとし、その代理・媒介は認めない。

6. 規制の費用（代替案における費用も含む。）

(1) 遵守費用

① 本案

ファイナンス・リース取引及びその代理・媒介の解禁に当たって、子会社等へ代理・媒介する場合も含めた、マニュアル整備や監査の実施など業務の適切性を確保するための費用や優越的地位の濫用を防止するための態勢整備に伴う費用が発生する。

② 代替案

ファイナンス・リース取引の解禁に当たって、マニュアル整備や監査の実施など業務の適切性を確保するための費用や優越的地位の濫用を防止するための態勢整備に伴う費用が発生する。

(2) 行政費用

① 本案

ファイナンス・リース取引及びその代理・媒介に係る業務の適切性の確保・優越的地位の濫用の防止を図るための検査・監督に伴う費用が発生する。

② 代替案

ファイナンス・リース取引に係る業務の適切性の確保・優越的地位の濫用の防

止を図るための検査・監督に伴う費用が発生する。

(3) その他の社会的費用

① 本案

特段の社会的費用は発生しない。

② 代替案

特段の社会的費用は発生しない。

7. 規制の便益（代替案における便益も含む。）

① 本案

ファイナンス・リース取引及びその代理・媒介の解禁により、ワンストップサービスが（資金調達の利便性の向上）可能となる。

② 代替案

ファイナンス・リース取引の解禁により、ワンストップサービス（資金調達の利便性の向上）が可能となるものの、（既に大きな子会社等を保有しているなどの理由により）金融機関本体で同取引を行わない金融機関においては、ワンストップサービスを受けられないなど、その効果は本案に比べ限定的なものとなる。

8. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

(1) 費用と便益の関係の分析

金融機関本体が新たにファイナンス・リース取引及びその代理・媒介を行うための遵守費用、行政費用が発生する。しかし、ワンストップサービス（資金調達の利便性の向上）が受けられるという便益の増加をもたらすため、新たな費用の発生というマイナスの効果を上回ると考えられる。

(2) 代替案との比較

本案については、ファイナンス・リース取引に加え、同取引の代理・媒介も解禁するため、遵守費用、行政費用は代替案よりも大きい。他方、得られる便益は代替案よりも本案の方が大きく、そのプラスの効果は費用の増加によるマイナスの効果を上回ると考えられる。

9. 有識者の見解その他関連事項

特になし。

10. レビューを行う時期又は条件

資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行後5年以内に、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。